

令和 5 年度日立市水道事業会計及び下水道事業会計予算繰
越しについて

令和 5 年度日立市水道事業会計及び下水道事業会計予算繰越しについ
て、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づき、別紙のとおり報告
するものとする。

令和 6 年 6 月 6 日提出

日立市長 小 川 春 樹

令和5年度 日立市 水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	国庫補助金
水道 1. 事業資本的支出	1. 建設改良費	水源及び配水施設事業	1,029,486,048	682,088,465	329,120,000	329,000,000	
		配水管布設事業	1,397,707,000	1,177,107,373	186,588,400	173,200,000	
計			2,427,193,048	1,859,195,838	515,708,400	502,200,000	

予算繰越計算書

(単位 円)

源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
工事負担金	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
		120,000	18,277,583		森山浄水場送水ポンプ設備設置工事等において、主たる建築工事である送水ポンプ棟築造工事の工法検討に時間を要し、期間内の竣工が困難となり事業期間を延長したため。
3,542,000	935,000	8,911,400	34,011,227		配水管更新工事において、施工方法などに関する関係機関との協議調整等に不測の日数を要したため。 翌年度以降に更新を計画していた配水管の老朽化が著しく、計画を前倒しして工事を実施することとしたため。
3,542,000	935,000	9,031,400	52,288,810		

令和5年度 日立市 下水道事業会計

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	国庫補助金
下水道 1. 事業資本的支出	1. 建設改良費	中央処理区改良事業	563,035,811	309,504,692	198,116,000	70,300,000	92,507,500
		流域関連処理区改良事業	203,270,189	140,414,340	12,760,000	6,600,000	6,132,500
		広域汚泥焼却炉建設負担金	20,714,000	9,000	20,604,000	20,600,000	
		流域下水道建設負担金	36,200,000	4,220,000	30,165,000	29,200,000	
	2. 雨水対策費	雨水対策事業	258,525,000	98,664,478	143,134,000	77,500,000	64,373,000
5. 災害復旧費	災害復旧事業	2,734,960,000	15,345,000	2,676,564,000	893,300,000	1,782,731,280	
計			3,816,705,000	568,157,510	3,081,343,000	1,097,500,000	1,945,744,280

予算繰越計算書

(単位 円)

源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
一般会計負担金	繰越工事資金	損益勘定留保資金			
6,093,000		29,215,500	55,415,119		池の川処理場中央監視制御設備改築工事において、半導体需要の急増に伴う関係部品の不足により、工程調整に不測の日数を要したため。 管渠改築工事等において、国庫補助事業の追加採択に伴い、年度途中で事業を実施することとしたことなどから、年度内工期の確保ができなかったため。
		27,500	50,095,849		マンホール鉄蓋改築工事において、国庫補助事業の追加採択に伴い、年度途中で事業を実施することとしたことから、年度内工期の確保ができなかったため。
		4,000	101,000		県が施工する那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業の1号焼却炉機械設備及び電気設備改築工事等において、関係部品の全国的な不足により、工程調整に不測の日数を要したため。
30,000	935,000		1,815,000		県が施工する那珂久慈流域下水道事業の汚泥脱水機改築工事において、国庫補助事業の追加採択に伴い、年度途中で事業を実施することとしたことなどから、年度内工期の確保ができなかったため。
1,261,000			16,726,522		雨水管渠改築工事等において、施工方法などに関する国及び関係機関との協議調整等に不測の日数を要したため。
		532,720	43,051,000		令和5年台風13号により被災した施設等の災害復旧工事において、国庫補助事業の採択が令和6年2月末であったことから、年度内工期の確保ができなかったため。 管渠復旧工事において、関連する県の宮田川護岸復旧工事が繰越となったため。
7,384,000	935,000	29,779,720	167,204,490		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財	
						企業債	国庫補助金
1. 下水道事業資本的支出	2. 雨水対策費	雨水対策事業	265,146,811	206,270,120	55,661,000	35,200,000	20,433,250
計			265,146,811	206,270,120	55,661,000	35,200,000	20,433,250

(単位 円)

源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
一般会計 負担金	繰越工事 資金	損益勘定 留保資金			
27,750			3,215,691		雨水管渠改築工事において、 施工方法に関する国との個別協 議に不測の日数を要したため。
27,750			3,215,691		